平成２４年（フ）第１６０号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番７―406号
債務者　青木　義秋
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
埼玉県所沢市小手指元町２丁目６番地の３ファミール北野Ｂ―101
債務者　植田　清嗣
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７０号
埼玉県川越市砂新田６丁目11番地７　サンハイム皆川205号室、前住所東京都杉並区高円寺北２丁目22番３号　第２美々マンション402
債務者　山田　　光
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７１号
埼玉県所沢市北中３丁目87番地の８
債務者　岩木　　緑
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１７２号
埼玉県飯能市大字岩渕31番地３　岩渕団地１―104
債務者　増田　良夫
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８８号
埼玉県坂戸市芦山町16番地５　シンフォニア北坂戸101号室
債務者　野口　祐樹
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８９号
埼玉県川越市新富町１丁目６番地11　ダイアパレス川越401号室、前住所埼玉県川越市連雀町８番地１
債務者　渡邉　鉄雄
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２０９号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目２番地７イーストハイツ402
債務者　和田　　師
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１３号
埼玉県川越市上野田町16番地４　向川住宅
債務者　廣瀬　史雄
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２１９号
埼玉県日高市大字中沢573番地25、前住所埼玉県日高市大字高萩751番地51
債務者　水上　昌子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２２０号
埼玉県日高市大字中沢573番地25、前住所埼玉県日高市大字高萩751番地51
債務者　水上　里美
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３９号
埼玉県狭山市入間川２丁目７番49号　ロータリーライフ狭山404
債務者　根岸　光子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６３４号
愛知県安城市安城町常福寺55番地
債務者　稲垣　和秀
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地１　ネオシティ岡崎南109、前住所愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地１　ネオシティ岡崎南406
債務者　古庄　直文
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
愛知県岡崎市洞町字鷹野14番地131
債務者　Ｂｏｏｋｓ－１こと　藤森　伸幸
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
岡山県倉敷市西阿知町952番地１　メゾンオーブＢ201
債務者　藤本　正美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄4472番地１　ラズリー里庄201号
債務者　高田千代美
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係